

社会福祉法人新川むつみ園職員採用試験実施要綱（新規採用・中途採用）

〔 利用者と喜びを共有し、利用者から笑顔と元気をもらい、
利用者に感謝し、利用者から学び、共に歩む仲間を求めています 〕

1 職種・採用予定人員及び職務内容

- (1) 生活支援員（知的障害者の生活支援） 4名
- (2) 看護師（知的障害者の健康管理） 1名

2 受験資格

(1) 生活支援員

昭和44年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者

A 学校教育法に基づく高等学校以上の学校を卒業した者、又は令和6年4月までに卒業見込みの者

B 次のいずれかの資格を有する者又は令和6年4月までに資格取得見込みの者

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、公認心理師、臨床心理士、理学療法士

C 社会福祉事業に2年以上の経験を有する者

(2) 看護師

看護師免許を有する者、又は令和5年度実施の国家試験において看護師免許を取得する見込みの者

(3) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ① 成年被後見人、被保佐人、被補助人である者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

3 受験受付期間

随時受付

4 試験の日時・場所及び合格発表

- (1) 試験内容 作文試験、面接試験
- (2) 日 時 後日連絡いたします。（都合の良い日時について相談にのります）
- (3) 場 所 新川むつみ園会議室
- (4) 合格発表 受験者には、合否にかかわらず書面で通知します。

5 合格者の決定方法及び採用の時期

- (1) 合格者は、上記試験の結果を総合的に判定して決定します。
- (2) 新規採用者については、令和6年4月1日採用の予定です。ただし、受験に必要な所定の資格を取得できない場合は、採用しません。なお、中途採用者については、合格通知日以降の都合の良い日に採用します。

